

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、富山生きる場センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和6年8月2日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

とやま市農政だより第43号配布業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

封入・宛名等シール貼り・仕分け・発送

(3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する就労継続支援施設であって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年8月16日

(2) 提出先

農林水産部農政企画課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、特定非営利活動法人れいんぼーみさき地域活動支援センターれいんぼーみさきから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和6年8月2日

富山市長 藤井 裕久

1 随意契約の内容

(1) 件名

点字の打刻作業

(2) 提供を受ける役務の内容

身体障害者手帳交付案内用窓あき封筒 [3,350枚] への「とやま
しやくしょ」点字の打刻作業

(3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和6年9月2日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する施設等であつて、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年8月9日

(2) 提出先

福祉保健部 障害福祉課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第２号の規定により公表する。

令和６年８月６日

富山市長 藤 井 裕 久

１ 随意契約の内容

- (1) 件名
寄附に対する感謝状筆耕
- (2) 提供を受ける役務の内容
賞状書き
- (3) 役務の提供を受ける期間
契約締結日から令和６年８月２１日

２ 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

３ 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

４ 見積書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
令和６年８月１６日
- (2) 提出先
防災危機管理部防災危機管理課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和6年8月6日

富山市長 藤 井 裕 久

1 随意契約の内容

(1) 件名

感謝状筆耕

(2) 提供を受ける役務の内容

賞状の筆耕

(3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和6年8月30日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年8月19日

(2) 提出先

福祉保健部福祉政策課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第２号の規定により公表する。

令和６年８月８日

富山市長 藤 井 裕 久

１ 随意契約の内容

（１）件名

はり紙等の簡易除却作業業務委託

（２）提供を受ける役務の内容

違法屋外広告物の簡易除却等

（３）役務の提供を受ける期間

契約の日から令和７年３月３１日まで

２ 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当するシルバー人材センターであって、富山市に所在していること。

３ 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提供を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

４ 見積書の提出期限及び提出先

（１）提出期限

令和６年８月２０日

（２）提出先

活力都市創造部景観政策課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第２号の規定により公表する。

令和６年８月２８日

富山市長 藤 井 裕 久

１ 随意契約の内容

（１）件名

神通川流域住民健康調査業務委託（単価契約）

（２）提供を受ける役務の内容

- ・精密検診日程調整等（一般事務）
- ・精密検査の受診、保健指導、結果報告等（看護師）

（３）役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和７年３月３１日まで

２ 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

３ 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

４ 見積書の提出期限及び提出先

（１）提出期限

令和６年９月６日

（２）提出先

福祉保健部保健所保健予防課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成１７年富山市規則第３７号）第２０条の２第２号の規定により公表する。

令和６年８月２８日

富山市長 藤 井 裕 久

１ 随意契約の内容

（１）件名

予防接種に係る請求書等確認事務処理業務委託（単価契約）

（２）提供を受ける役務の内容

- ①報告書兼請求書確認事務
- ②接種券の発送準備事務
- ③その他、予防接種に関する関連書類の整理等

（３）役務の提供を受ける期間

契約締結日から令和７年３月３１日まで

２ 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

３ 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

４ 見積書の提出期限及び提出先

（１）提出期限

令和６年 ９月 ６日

（２）提出先

福祉保健部保健所保健予防課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和6年8月30日

富山市長 藤 井 裕 久

1 随意契約の内容

(1) 件名

八尾町檜尾地内携帯電話中継局草刈り業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

富山市八尾町檜尾地内携帯電話中継局の草刈り等

(3) 役務の提供を受ける期間

令和6年9月16日から令和6年10月11日まで

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年9月13日

(2) 提出先

企画管理部 情報システム課

政策目的随意契約の締結について（契約前公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第2号の規定により公表する。

令和6年8月1日

富山市長 藤 井 裕 久

1 随意契約の内容

(1) 件 名

旧音川中学校校舎周辺整備業務委託

(2) 提供を受ける役務の内容

旧音川中学校校舎周辺の草刈り

(3) 役務の提供を受ける期間

令和6年8月15日から令和6年9月30日

2 契約の相手方の選定基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、富山市内に所在していること。

3 契約の相手方の決定方法

契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年8月15日

(2) 提出先

教育行政センター